

返済猶予法施行後の企業の意識調査

法施行後に申請環境の好転を認識している企業は7.7%にとどまる

～取引先のリスクで与信を引き締める企業は約4割、申請時点では資金繰りひっ迫と判断～

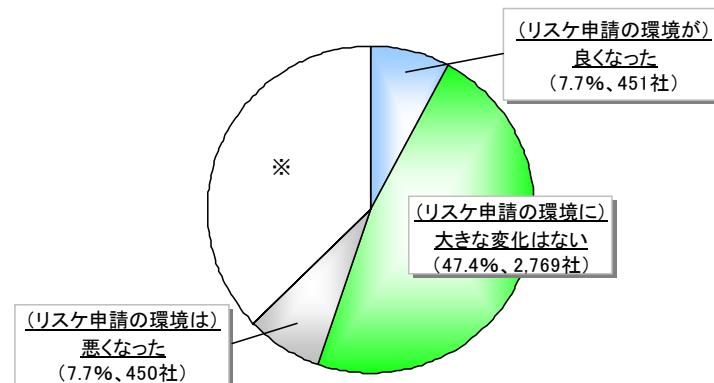
2009年11月30日、政府は臨時国会で中小企業向け融資の返済を猶予する「中小企業金融円滑化法」(返済猶予法)を成立させ、12月4日から施行している。

そこで、リスクケジュール(リスク)や与信管理など返済猶予法施行後の企業の意識について調査を実施した。調査期間は2009年12月17日～2010年1月5日。調査対象は全国2万1,632社で、有効回答企業数は1万359社(回答率47.9%)。

リスク申請環境、返済猶予法施行前と比べて「良くなった」は7.7%にとどまる

中小企業金融円滑化法(以下、返済猶予法)の施行前と比べて、返済猶予など金融機関に対するリスクを申請する環境に変化があるか尋ねたところ、「(自社は)リスクは関係ない」企業4,523社を除いた5,836社中451社、構成比7.7%でリスク申請がしやすくなるなど環境が「良くなった」(「かなり良くなった」(同1.1%、62社)と「少し良くなった」(同6.7%、389社)の合計)と回答した。一方、リスク

返済猶予法施行後のリスク申請環境の変化



注1:※は「分からない」企業37.1%(2,166社)

注2:母数は、「(自社は)リスクは関係ない」と回答した企業を除く5,836社

2010年1月8日

お問い合わせ先：株式会社帝国データバンク 産業調査部

電話：03-5775-3163 e-mail : keiki@mail.tdb.co.jp

<http://www.tdb.co.jp/>

景気動向調査専用 HP <http://www.tdb-di.com/>

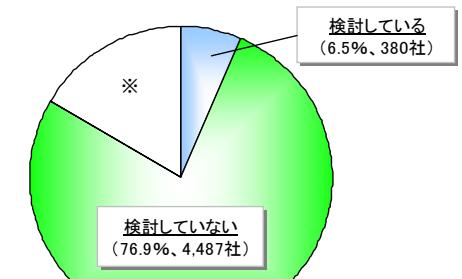
申請の環境が「悪くなった」(「かなり悪くなった」(同2.4%、142社)と「少し悪くなつた」(同5.3%、308社)の合計)は同7.7%(450社)で、「良くなった」と同水準であった。また、現在、実際にリスクを検討している企業は同6.5%(380社)となっている。

リスク申請の環境が「良くなった」と回答した企業からは、「各金融機関から案内があり、申請すればいつでも対応してもらえる」(金物卸売、東京都)や「借入返済が重荷になっていたところ、法成立により金融機関にお願いしやすくなった」(電気機械製造、神奈川県)、「堂々とリスクの話し合いができるようになった」(スーパーストア、青森県)など、金融機関との関わりや法成立によりリスク申請に対して心理的にも動きやすくなったという声が挙がった。

他方、「悪くなった」と回答した企業からは、「猶予を申請すれば、その後の融資はストップする」(建設、福岡県)や「リスクを履行したからといって企業の業績回復にはつながらない」(動力装置製造、福島県)などの声のほか、「本来であれば与信管理上厳しい判断を下さなければならぬ取引先も判断が非常に難しくなり、予期せぬ貸倒れリスクがかえって増大する」(広告代理、東京都)といった意見もみられた。

返済猶予法施行後のリスク申請環境について、明確な変化を認識している企業は現状ではまだ少なく、今後のリスクを勘案して自助努力による返済を優先している様子がうかがえる。

リスクの申請検討の有無



注1:※は「分からない」企業16.6%(969社)

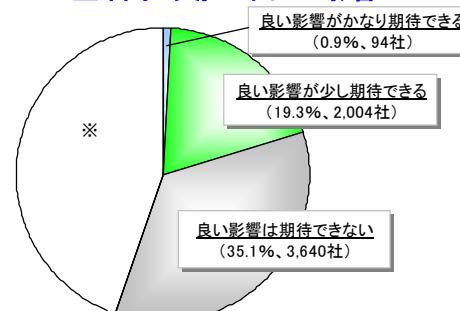
注2:母数は、「(自社は)リスクは関係ない」と回答した企業を除く5,836社

企業間の支払い、リスク浸透で「良い影響が期待できる」が2割超

返済猶予法により金融機関へのリスクが浸透することで、企業間における支払い面で良い影響が期待できるか尋ねたところ、1万359社中3,640社、構成比35.1%が「良い影響は期待できない」と回答した。一方、期待できるとした企業は「良い影響がかなり期待できる」(同0.9%、94社)と「良い影響が少し期待できる」(同19.3%、2,004社)の合計で同20.3% (2,098社)

となり、2割超の企業がリスクの浸透で企業間の支払い面に対する好影響を期待しており、社会全体でみても少なからぬ効果があることが示唆される。

企業間の支払い面への影響



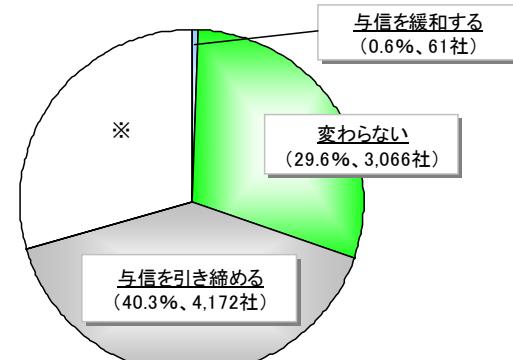
注1:※は「分からない」企業44.6%(4,621社)

注2:母数は有効回答企業1万359社

取引先のリスクで与信管理を「引き締める」企業は40.3%

返済猶予法施行後、仮に自社の取引先のなかで金融機関に対してリスク申請が了承された企業があった場合の同取引先に対する与信管理姿勢の変化を尋ねたところ、「与信を引き締める(与信枠、取引限度額を縮小する)」と回答した企業が1万359社中4,172社、構成比40.3%を占め最多となった。一方、「変わらない」は同29.6% (3,066社)と3割近くは与信管理姿勢に変化ないと回答した。一方、「与信を緩和する(与信枠、取引限度額を拡大する)」は同0.6% (61社)にとどまった。

与信管理姿勢の変化



注1:※は「分からない」企業29.5%(3,060社)

注2:母数は有効回答企業1万359社

引き締め理由、「リスク申請の時点で資金繰りひっ迫」と考える企業が8割超

与信管理姿勢の変化について、「与信を引き締める」とした企業4,172社にその理由を尋ねたところ、同82.5% (3,443社)が「リスク申請した時点で資金繰りはひっ迫していると考えるため」と回答した(複数回答、以下同)。「猶予の効果は一時的と考えるため」は同50.2% (2,095社)だった。

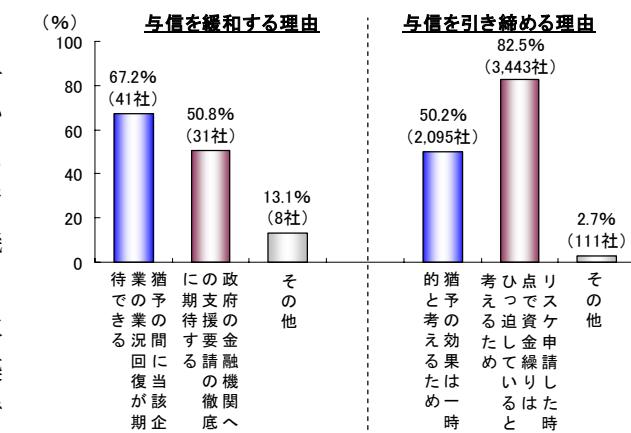
他方、「与信を緩和する」とした企業61社では、同67.2% (41社)が「猶予の間に当該企業の業況回復が期待できる」と回答した。「政府の金融機関への支援要請の徹底に期待する」は同50.8% (31社)となった。

与信を緩和するとした企業からは、業況回復期待のほか、「資金繰りに対して努力を行っている証拠」(建設、山形県)や「経営に対する前向きさを評価するが、猶予の間にどのような改革ができるかが大事」(金物卸売、兵庫県)といった意見がみられた。

一方、与信を引き締めた企業からは、「キャッシュ面では余裕ができるでも、経済状況が改善しない限り業況回復に直結するとは思えない」(飲食料品製造、京都府)や「リスク後の金融機関の態度の変化が危惧される」(建材・家具製造、千葉県)などの声が挙がったほか、「法施行に基づくリスクは、本来の金融機関の審査・アドバイスによるものではないので、リスク後の資金繰りも事業計画も甘くなると思わざるを得ない」(人材派遣、東京都)と指摘する意見もあった。

取引先がリスク申請をした場合、資金繰りのひつ迫懸念から多くの企業が与信を引き締めると考えているものの、「リスクで考え方や取り組みが変わるのであれば応援もする」(機械・器具卸売、福岡県)とあるように、リスク後の取り組みを取引関係の再構築の契機にすることが肝要である。

与信管理姿勢の変化の理由(複数回答)



注1:与信を緩和する理由の母数は、「与信を緩和する」と回答した企業61社

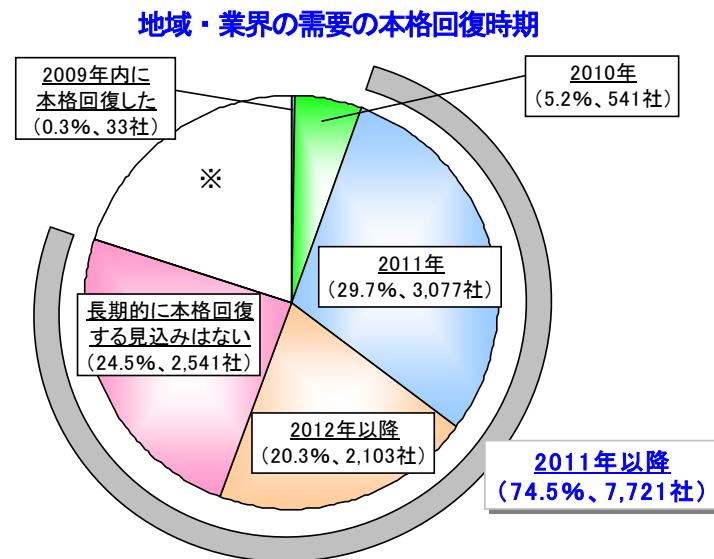
注2:与信を引き締める理由の母数は、「与信を引き締める」と回答した企業4,172社

需要の本格回復時期、74.5%の企業が「2011年以降」と回答

返済猶予法は2011年3月までの時限立法であり、企業が業況を回復させ円滑な取引を進めるためには早期の需要回復が欠かせない。そこで、自社の属する地域・業界の需要が本格回復する時期はいつ頃になるか尋ねたところ、「2011年」と回答した企業が1万359社中3,077社、構成比29.7%で最多となった。次いで、「長期的に本格回復する見込みはない」(同24.5%、2,541社)、「2012年以降」(同20.3%、2,103社)が2割超で続いた。需要の本格回復が見込めるのは2011年以降としている企業は合わせて同74.5%(7,721社)となり、4社中3社にのぼる。

2011年より前の「2009年内に本格回復した」や「2010年」は、それぞれ同0.3%(33社)、同5.2%(541社)にとどまった。

返済猶予法の施行により、企業間の支払いに良い影響が期待できるとする企業が2割超に達する一方で、実際に自社の取引先がリスク申請を行うと4割以上の企業が与信を引き締めるという厳しい対応を取るとしている。その背景として、需要回復には長期間必要と考えている企業が多く、日本経済全体として景気を改善させていくことの重要性が一段と増している。



【参考】与信管理姿勢の変化 ~規模・業界・地域別~

(構成比%、カッコ内社数)

	与信を緩和する	変わらない	与信を引き締める	分からぬ	合計
全体	0.6 (61)	29.6 (3,066)	40.3 (4,172)	29.5 (3,060)	100.0 (10,359)
大企業	0.3 (7)	27.9 (723)	38.9 (1,006)	32.9 (852)	100.0 (2,588)
中小企業	0.7 (54)	30.2 (2,343)	40.7 (3,166)	28.4 (2,208)	100.0 (7,771)
小規模企業	0.8 (16)	30.6 (639)	37.3 (779)	31.4 (656)	100.0 (2,090)
農・林・水産	0.0 (0)	34.1 (14)	29.3 (12)	36.6 (15)	100.0 (41)
金融	0.0 (0)	20.6 (27)	34.4 (45)	45.0 (59)	100.0 (131)
建設	0.6 (8)	28.5 (403)	39.5 (558)	31.5 (445)	100.0 (1,414)
不動産	0.4 (1)	29.7 (79)	30.1 (80)	39.8 (106)	100.0 (266)
製造	0.5 (15)	31.5 (925)	38.4 (1,127)	29.5 (866)	100.0 (2,933)
卸売	0.8 (25)	26.7 (885)	47.7 (1,583)	24.9 (825)	100.0 (3,318)
小売	0.5 (2)	33.7 (149)	30.1 (133)	35.7 (158)	100.0 (442)
運輸・倉庫	0.0 (0)	30.1 (114)	40.6 (154)	29.3 (111)	100.0 (379)
サービス	0.7 (10)	32.8 (461)	33.6 (473)	32.9 (463)	100.0 (1,407)
その他	0.0 (0)	32.1 (9)	25.0 (7)	42.9 (12)	100.0 (28)
北海道	1.2 (6)	33.3 (173)	39.5 (205)	26.0 (135)	100.0 (519)
東北	0.6 (4)	29.3 (189)	35.0 (226)	35.1 (227)	100.0 (646)
北関東	0.6 (4)	29.4 (194)	39.9 (263)	30.0 (198)	100.0 (659)
南関東	0.6 (20)	30.3 (1,057)	40.5 (1,416)	28.6 (1,001)	100.0 (3,494)
北陸	0.2 (1)	25.5 (129)	37.8 (191)	36.4 (184)	100.0 (505)
東海	0.4 (4)	29.2 (330)	42.2 (477)	28.2 (318)	100.0 (1,129)
近畿	0.6 (10)	27.6 (466)	43.0 (726)	28.9 (488)	100.0 (1,690)
中国	0.8 (5)	28.9 (185)	39.5 (253)	30.9 (198)	100.0 (641)
四国	0.6 (2)	32.1 (103)	43.3 (139)	24.0 (77)	100.0 (321)
九州	0.7 (5)	31.8 (240)	36.6 (276)	31.0 (234)	100.0 (755)

注1:網掛けは、全体平均以上を表す

注2:母数は、有効回答企業1万359社

【問い合わせ先】株式会社帝國データバンク 産業調査部 情報企画課 経済動向研究チーム

担当:岡松・森・窪田・中村・笛木・鈴木 Tel:03-5775-3163 e-mail:keiki@mail.tdb.co.jp

©TEIKOKU DATABANK, LTD. 2010

当レポートの著作権は株式会社帝國データバンクに帰属します。当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および無断引用を固く禁じます。